

事 務 連 絡
令 和 8 年 8 月 7 日

都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

令和 8 年熊本地震に伴う
特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 8 年 8 月 7 日、令和 8 年熊本地震が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害に指定されました。これに伴い、特措法第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に係るものが下記のとおり指定されました。

貴職におかれましては、上記の旨に留意の上、適切な運用をお願いします。また、下記 1.（1）については貴管内の特定行政庁に、下記 1.（2）については貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に、下記 1.（3）については貴都道府県内の建築士事務所に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記 1.（2）については国土交通大臣指定又は九州地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても周知していることを申し添えます。

記

1. 特措法第 3 条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日

（1）違反建築物に対する措置に係る通知書又は命令に対する公開による意見の聴取の請求の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日

建築基準法第9条第3項又は第8項の規定により、違反建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者は、特定行政庁から当該建築物の違反を是正するために必要な措置等を記載した通知書の交付を受けた場合又は緊急の必要がある場合における仮の使用禁止若しくは使用制限の命令を受けた場合は、当該通知書の交付又は命令を受けた日から3日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができるとされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置として、特定被災地域内に主たる住所を有する者又は特定被災地域内に主たる営業所を有する者のうち、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる期限が令和8年7月28日から令和9年1月26日までに到来するものについては、その期限が令和9年1月27日まで延長される。

（2）指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日

建築基準法第77条の18第1項の規定に基づく指定確認検査機関の指定及び同法第77条の35の2第1項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定は、同法第77条の23第1項、第77条の35の7第1項、同法施行令第136条の2の15及び第136条の2の16の規定により、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置により、特定被災地域内に主たる事務所を有する者の指定のうち、その更新の期限が令和8年7月28日から令和9年1月26日までに到来するものについては、その期限が令和9年1月27日まで延長される。

（3）建築士事務所の更新登録の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日

建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録は、同条第2項の規定により有効期間が登録の日から起算して5年とされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置により、特定被災地域内に建築士事務所を有する者の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る）のうち、その更新の期限が令和8年7月28日から令和9年1月26日までに到来するものについては、その期限が令和9年1月27日まで延長される。

2. 特定被災地域

特定被災地域とは、令和8年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

なお、令和8年8月7日時点において、当該区域は下記のとおり。

熊本県

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、 八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

以上